

児童養護施設等における自立支援に関する一考察

— 施設退所者実態調査結果より措置解除年齢18歳前後の
2群別諸属性の比較検討を通して —

宮 地 菜穂子

『中京大学現代社会学部紀要』 第11巻 第2号 抜刷

2018年3月 PP. 315~336

児童養護施設等における自立支援に関する一考察

—— 施設退所者実態調査結果より

措置解除年齢 18 歳前後の 2 群別諸属性の比較検討を通して ——

宮 地 菜 穂 子

抄録：本稿の目的は、愛知県内設置の児童養護施設及び児童心理治療施設の退所者の実態調査結果を基に、児童養護施設等退所者の実態並びに自立支援の現状を明らかにすることである。措置児童が原則 18 歳を年限として個々の発達の状況に関わらず社会へ送り出されてしまうことを踏まえ、属性等について退所年齢 18 歳を境界とした 2 群に分けて実態の比較検討を行った。その結果、本調査には主としてファミリーソーシャルワーカー（最多 24.4%）が回答しており、18 歳以上退所では、比較的 low 年齢時に入所し、長期養育され、高校卒業まで施設ケアを受けている傾向にあること、学歴、資格取得、正規雇用、初職継続に関して圧倒的に 18 歳未満退所よりも優位であることが把握された。また発達障害の診断有りは 18 歳以上退所に多く、被虐待経験有り及び非行歴有りは 18 歳未満退所に多い傾向にあった。自立支援に関しては、退所者との連絡状況において 18 歳未満退所の方が退所直後から連絡先不明や連絡不通となりやすいことが把握された。リービングケアでは、担当者不明のために計画的な実施が十分になされていないと解釈される結果が見いだされた。アフターケアでは、実際に退所者と連絡をとっている職員として、退所者の担当歴有り職員が最多であり、「聞き取りや相談」、「施設や自宅外での面会」といった退所後の取組みは、18 歳以上退所の方が実施されている現状が明らかになった。

キーワード： 施設退所者、自立支援、ファミリーソーシャルワーカー、
児童養護施設、児童心理治療施設

I 問題・目的

2017（平成29）年「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において取りまとめられ公表された「新しい社会的養育ビジョン」の中で、本ビジョンの実現に向けた工程において平成28年改正児童福祉法の原則を実現するために提示された改革項目の中の1つとして、代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底が挙げられ、速やかに平成29年から改革に着手し目標年限を目指して計画的に進めていくことが示された。「代替養育の目的の1つは、子どもが成人になった際に社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成し、また、そのための社会的基盤を整備することにある。」として自立支援（リビング・ケア、アフター・ケア）についても明記している。ケア・リーパー（社会的養護経験者）の実態把握自体が不十分な現状であるため、平成30年までに実態把握と自立支援ガイドラインを作成するなど包括的な制度的枠組みを構築し、代替養育の場における自律・自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援の推進を目指している。

1997年の児童福祉法改正に伴い第41条に「自立支援」が明記されてから、1998年に児童自立支援計画の策定が義務付けられ、2004年の児童福祉法第41条改正において「退所後の相談・援助」が明記されると共に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が配置された。こうした経緯を経て、社会的養護現場関係者間では自立支援の重要性が認識されてはいるものの、有効な支援の在り方については、模索の途上にあると言える。

例えば、児童養護施設の自立支援に関する先行研究では、アフターケアの担当者に関して、高橋（2010：7）は東京都内の児童養護施設76ヵ所及び自立援助ホーム18ヵ所の職員を対象として実施した質問紙調査結果か

ら、アフターケア業務の統括者として約3割がファミリーソーシャルワーカー（以下、FSWと記す）であることを明らかにしており、「FSWが家庭復帰・再統合という任務に加え、就労就学自立のアフターケアも担うことは業務としてかなりの負担であると思われる。また統括者が誰なのか分からないと答えた職員も多く、誰の指示もないままアフターケアはそれぞれの裁量によって為されているであろうことも推測出来る。」と報告している。

また、措置児童が原則18歳を年限として個々の発達の状況に関わらず社会へ送り出されてしまうことから18歳で措置解除となるケースに焦点をあて、アフターケアに関して伊藤（2012）が3都道府県内の児童養護施設92ヵ所を対象とした質問紙調査を実施している。入所理由の改善度、アフターケア計画の有無と内容等を明らかにしており、アフターケアの主たる担当者として「子ども（退所者）の元担当職員（82.7%）」が最多、次いで「FSW（4.1%）」、「施設長（2.9%）」との結果や、施設入所中の親・家族の変化・不変化等について報告している。また、谷口（2011:110）は全国の児童養護施設を対象とした質問紙調査結果から、自立支援の開始時期について「入所直後から」が最多、次いで「子どもが施設での生活に慣れてから」、「一定の年齢に達してから（この場合、中学・高校の入学時や高校3年生を区切りとしている回答が多い）」との実態を報告しており、「児童養護施設での自立支援の定義は、自立をある程度目前とした時期からのものであるととらえる視点と、生活全体が自立支援であるととらえる視点が混在しているのが現状である。」と指摘している。吉村（2012:114）は東海地区3県の児童養護施設への質問紙調査結果を踏まえて高校進学前後の課題に着目して自立支援について考察する中で、中退者の割合の高さに触れ、「中退はしたものの、次の進路や目標が定まっていない場合が多いことがうかがわれ、中退後のケアについて目を向けなければならない(同:115)。」と述べている。早川（2013:9）は、施設ごとの「支援格差」の存在について触れながら、児童養護施設における自立支援の標準化の意義に

ついて言及している。

永野 (2017:27) は 1990 年代にイギリス、アメリカで行われた大規模実態調査の意義に触れながら、「社会的養護のもとで育った若者の今を知ることは、それまでに提供したケアの評価を受け取ること」だとし、施設退所者の生活実態を捉えることの重要性を指摘している。これらから、国内の自立支援の在り方の検討や評価を行うに当たり、施設入所児並びに退所者、施設職員を対象とした調査によって、保護中並びに退所後の生活に関する実態把握は不可欠であると認識される。

しかし、Goodman,R.(2000=2006:56)により「不思議なことに、ほぼすべてのことに全国統計が整っている日本において、施設を出た若者が実社会でどのように暮らしているのか、(中略)、公式の統計がまったく取られていない」との指摘がなされた後も、自治体レベルでの施設退所者を対象とした調査が東京都(2011;過去10年間・2017;過去約10年間)、大阪市(2012)、静岡県(2012)、神奈川県(2012)、埼玉(2013)、岡山市(2014)等において若干数実施されるに留まり依然として実態把握に大きな進展があるとは言えない。ただ、こうした数少く貴重な統計や先行研究(松本1987、西田他2011、永野2015等)及び社会的養護関係者らの証言(高橋2015他)より、「生活保護受給率の高さ、進学格差、社会の中からはじき出される退所者(永野2017:27)」といった、児童養護施設等の施設退所者の貧困や不安定な生活状況が把握されつつある。

このように、入所児童の多くは保護前の不適切な養育環境における生活故に抱える個々の様々な課題や困難があるにも関わらず原則18歳での社会自立を余儀なくされることから、施設入所中から退所後まで継続的な自立支援の必要性が認識され、体制構築が進められようとしている現況にある。そこで、2017年に愛知県内の児童養護施設及び児童心理治療施設の退所者についての実態調査を実施した。

本研究は、本調査で得られたデータを基にして児童養護施設等退所者の実態並びに施設で展開されている自立支援の現状を明らかにすることを目

的としている。

Ⅱ 方法

1) 対象者

愛知県内に設置されている児童養護施設 22 カ所及び児童心理治療施設 2 カ所に措置されていた児童の内、2012 年 4 月～2017 年 3 月の過去 5 年間に 15 歳以上で退所した者。ただし、児童心理治療施設の内 1 カ所は対象となる入所児童が中学生までのため、調査対象から外した。よって、本調査は児童養護施設及び児童心理治療施設、合計 23 カ所を対象として実施した。

2) 回答者

対象者が入所していた児童養護施設において勤務し、対象者の退所前後の状況を把握している職員、退所（自立）支援担当職員、施設長など。

3) 調査時期：2017 年 7～9 月

4) 調査の内容

(1) 自立支援の在り方について

現在実施している支援の具体的内容、実施時期に関して

(2) 退所者個別シート

基本属性、生活環境、進路・職業、リービングケア・アフターケアに関して

5) 手続き（配布と回収の方法）

質問紙調査：愛知県施設長会調査研究委員会より各施設へ質問紙調査票が配布され、回答済みの調査票は愛知県施設長会調査研究委員会へ返送後、順次まとめて分析者まで郵送により回収された。

調査対象全 23 カ所の施設より 355 ケースの回答が得られた（施設回収率 100%）。そのうち、2 名が 14 歳、1 名が個別シートのみ未提出であったため本研究における分析からは除外した。その結果、有効回答数は、352 ケース（回収率 99.7%）であった。

6) 倫理的配慮

本調査は特定非営利活動法人アスペ・エルデの会の倫理審査委員会へ事前に研究計画書を提出し、審査を受けた。データの管理と研究結果の学会等での公表については、施設名、児童名、回答者名等の匿名性を保証しプライバシー保護への十分な配慮のもとに行なう旨を施設長会調査研究委員会へ調査事前に確認した。

7) 分析の方法・手順

本研究では、措置児童が原則 18 歳を年限として個々の発達の状況に関わらず社会へ送り出されてしまうことを踏まえ、単純集計結果を概観したところ、退所年齢 18 歳前後で何らかの傾向を把握可能ではないかと予想されたため、属性等について退所年齢 18 歳を境界とした 2 郡に分けて実態の比較検討を行い、退所者の実態並びに施設における自立支援の現状の把握を目指した。（SPSS 18.0J for Windows 使用）。

Ⅲ 結果

1) 回答者の属性

対象者それぞれについて回答した職員を表 1 から表 5 にまとめて提示する。対象者の約 7 割は男性職員に約 3 割は女性職員によって回答されていた。また、職種別にみると、回答者として最も多かったのはファミリーソーシャルワーカー（24.4%：86 名分）であり、次いで施設長（19.0%：66 名分）、主任・指導係長（13.9%：49 名分）であった。勤続年数区分では 10 年～15 年未満が 38.5% と最多、年齢区分では 30 歳～39 歳が 38.6% と最多であ

り、主として10年以上(78.6%)のキャリアを持つ30歳以上(90.9%)の職員によって回答されていた。

表1 回答者の性別

	度数	有効%
男	244	69.3
女	108	30.7
合計	352	100.0

表2 回答者の職種

	度数	有効%
施設長	66	19.0
基幹的職員	10	2.9
その他	272	78.2
合計	348	100.0

(欠損4)

表3 回答者の職種その他の内訳

	度数	有効%
FSW(元FSW含)	86	32.2
個別対応職員	33	12.4
児童指導員・担当職員	37	13.9
事務主任	6	2.2
主任・指導係長	49	18.4
心理士・心理係長	28	10.5
スーパーバイザー	4	1.5
保育士	24	9.0
合計	267	100.0

(欠損85)

表4 回答者の勤続年数区分

	度数	有効%
5年未満	25	7.1
5-10年未満	50	14.2
10-15年未満	135	38.5
15-20年未満	52	14.8
20-30年未満	52	14.8
30年以上	37	10.5
合計	351	100.0

(欠損1)

表5 回答者の年齢区分

	度数	有効%
20-29歳	32	9.1
30-39歳	136	38.6
40-49歳	80	22.7
50-59歳	85	24.1
60歳以上	19	5.4
合計	352	100.0

2) 退所年齢18歳を境界として分けた2群と各項目との比較検討結果

(1) 諸属性との比較

対象者について、退所年齢18歳を境界として18歳未満と18歳以上の2群に分け、諸属性等とのクロス集計を行った。18歳未満で退所した者(以下、A群と記す)は146名(41.5%)、18歳以上で退所した者(以下、B群)は206名(58.5%)であった。性別について、A群で男女同数の各73名、B群で男107名・女99名であった。施設の種別では児童養護施設において18歳以上退所が多いのに対し、児童心理治療施設では18歳未満退所が多い(表6参照)。

表6 退所時年齢18歳を境界とした際の属性とのクロス集計結果

	度数	性別		施設の種別	
		男	女	児童養護施設	心理治療施設
18歳未満退所児(A)	146	73	73	130	16
18歳以上退所児(B)	206	107	99	200	6
合計	352	180	172	330	22

表7 退所時年齢18歳を境界とした際の各退所年齢とのクロス集計結果

	度数	退所時の年齢					合計
		15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	
18歳未満退所児(A)	86	36	24	0	0	0	146
18歳以上退所児(B)	0	0	0	194	11	1	206
合計	86	36	24	194	11	1	352

① 退所時年齢による比較

退所時の年齢別に比較した結果を表7に示す。A群では15歳が最多となり中学校を卒業するタイミングでの退所が多い。B群では、18歳が最多であり、19歳も若干名存在している。

② 入所時年齢による比較

入所時年齢区分とのクロス集計の結果を表8及び図1に示す。A群は13~15歳の中学生時の入所が最多であった。一方、B群は2~6歳と比較的低年齢での入所が最多であった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった($\chi^2=14.444$, $df=5$, $p=.013$)。

表8 退所時年齢2群と入所時年齢区分とのクロス集計結果

	入所時の年齢区分						合計
	0~1歳	2~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16歳以上	
18歳未満退所児(A)	3	36	19	30	51	7	146
18歳以上退所児(B)	2	72	46	35	45	6	206
合計	5	108	65	65	96	13	352

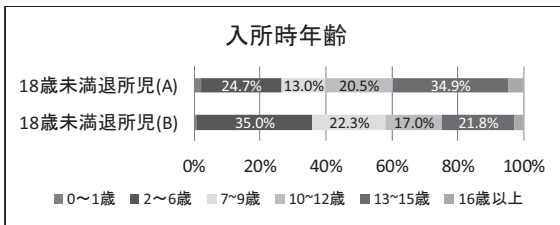


図1 退所時年齢18歳未満と18歳以上の別と入所時年齢区分とのクロス集計結果(N=352)

③ 在籍年数による比較

在籍年数区分とのクロス集計の結果を表9及び図2に示す。A群は1~2年目で退所となる短期入所傾向があり、B群は5~9年目での退所が最多となり、10年目以上も含めて長期入所傾向にあることが示された。 χ^2 検定を行ったところ有意であった($\chi^2=81.539$, $df=6$, $p=.000$)

表9 退所時年齢2群と在籍年数区分とのクロス集計結果

	在籍年数区分						合計
	3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10~12年未満	12~15年未満	15年以上	
18歳未満退所児(A)	58	23	29	13	19	3	145
18歳以上退所児(B)	10	24	75	29	35	32	205
合計	68	47	104	42	54	35	350

(欠損2)

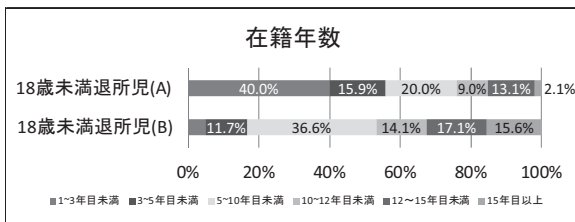


図2 退所時年齢18歳未満と18歳以上の別と在籍年数区分とのクロス集計結果(N=350 欠損2)

④ 発達の状況による比較

発達の状況とのクロス集計結果を表10に示す。B群の方が有意に診断あり児童数が多かった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=12.826$, $df=2$, $p=.002$)

表10 退所時年齢2群と発達の状況(発達障害)とのクロス集計

	診断なし	発達障害 疑いあり	診断あり	合計
18歳未満退所児(A)	88	22	28	138
18歳以上退所児(B)	137	9	51	197
合計	225	31	79	335

(欠損17)

表11 退所時年齢2群と非行歴とのクロス集計

	非行歴 無し	非行歴 有り	合計
18歳未満退所児(A)	93	51	144
18歳以上退所児(B)	164	39	203
合計	257	90	347

(欠損5)

⑤ 非行歴による比較

非行歴の有無とのクロス集計の結果を表11に示す。A群の方が非行歴有り児童が多かった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=11.516$, $df=1$, $p=.001$)。

⑥ 資格による比較

資格とのクロス集計の結果、B群の方が資格取得者が多かった。 χ^2 検定

を行ったところ有意であった ($\chi^2=54.471$, $df=1$, $p=.000$)。資格の中でも特に運転免許を取得している者は全体 (N=352) の 16.8% (59 名) であった。運転免許以外の資格(最多 10 名: 調理師)の記述回答は 26 名であり、資格取得者は複数の種類の資格を取得している傾向にあった。

表12 退所時年齢2群と資格有無とのクロス集計

	資格無し	資格有り
18歳未満退所児	141	4
18歳以上退所児	129	73
合計	270	77

(N=347 欠損5)

表13 退所時年齢2群と運転免許有無とのクロス集計

	無し	有り
18歳未満退所児	128	1
18歳以上退所児	122	58
合計	250	59

(N=309 欠損43)

⑦ 施設主催活動への参加歴による比較

施設関係者によって企画実施されている高校生交流会や夏季球技大会、フットサル、マラソン、スキー村、音楽の集いといったスポーツ・文化活動への参加歴とのクロス集計の結果(表14参照)、A群(109名)よりB群(176名)の方が有意に参加歴有り児童数が多かった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=6.442$, $df=1$, $p=.011$)。

表14 退所時年齢2群と施設主催活動参加経験の有無とのクロス集計

	無し	有り
18歳未満退所児(A)	37	109
18歳以上退所児(B)	30	176
合計	67	285

(N=352)

表15 退所時年齢2群と被虐待経験の有無とのクロス集計

	無し	有り
18歳未満退所児(A)	45	95
18歳以上退所児(B)	83	116
合計	128	211

(N=339 欠損13)

⑧ 被虐待経験の有無による比較

被虐待経験とのクロス集計の結果(表15参照)、A群の方が被虐待経験有の割合が高く、 χ^2 検定を行ったところ有意傾向にある差が認められた ($\chi^2=3.200$, $df=1$, $p=.074$)。

⑨ 学歴による比較

学歴とのクロス集計の結果を表16に示す。A群では中学卒業時に措置解除となるケースが最多であり、B群では主として高校卒業のタイミング

で退所していた。そこで中学卒、高校中退、高校卒、その他の4グループに再編してクロス集計を行い、図3に示した。 χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=214.994$, $df=3$, $p=.000$)。

表16 退所時年齢18歳を境界とした際の学歴とのクロス集計

	中学卒	高校卒	高校中退	専門学校卒	専門学校中退	短大卒	大学卒	大学中退	その他
18歳未満退所児(A)	70	14	40	0	3	0	0	0	17
18歳以上退所児(B)	3	173	7	7	0	1	1	1	12
合計	73	187	47	7	3	1	1	1	29

(N=349 欠損3)

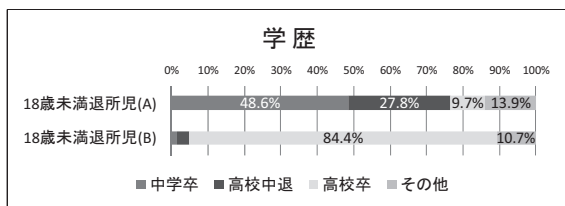


図3 退所時年齢18歳未満と18歳以上の別と学歴4区分とのクロス結果のまとめ (N=349 欠損3)

(2) 進路及び生活の場との比較

① 進路による比較

表17 退所時年齢2群と退所直後の進路とのクロス集計

	退所直後の進路					合計
	進学	就職	無職	不明	その他	
18歳未満退所児(A)	70	41	20	6	8	145
18歳以上退所児(B)	39	159	4	0	4	206
合計	109	200	24	6	12	351

(欠損1)

退所直後の進路とのクロス集計結果を表17に示す。A群では進学が最多(70名:A群全体の48.3%)であり、次いで就職(41名:同28.3%)であった。B群では就職が最多(159名:B群全体の77.2%)、次いで進学(39名:同18.9%)であった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=86.675$, $df=3$, $p=.000$)。

進学した109名について進学先別のまとめを表18に示す。学歴(表16参照)では短大卒及び大学卒は共に1名だが、進学者は合わせて23名存在している。

表18 退所時年齢2群と退所直後進学した者の進学先とのクロス集計

	退所直後の進学先					合計
	高校	専門学校	短大	大学	その他	
18歳未満退所児(A)	57	5	0	0	7	69
18歳以上退所児(B)	4	12	5	18	1	40
合計	61	17	5	18	8	109

退所直後に就職した200名について、就職先での雇用形態との比較を表19に示す。正社員割合はA群に比してB群で高く、障害者雇用枠や福祉就労もA群に比してB群が多かった。

表19 退所時年齢2群と退所直後の就職先での雇用形態とのクロス集計

	退所直後の進路 就職 雇用形態							合計
	回答無	正社員	パート・アルバイト	契約社員	家族従事者	障害者雇用枠	その他	
18歳未満退所児(A)	6	20	11	0	1	3	0	41
18歳以上退所児(B)	11	112	5	2	1	27	1	159
合計	17	132	16	2	2	30	1	200

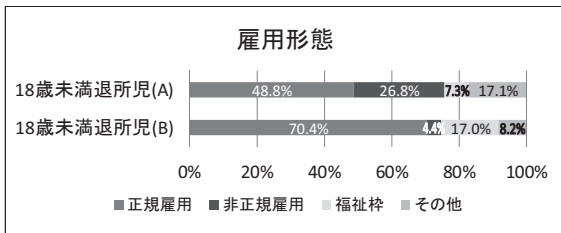


図4 退所時年齢18歳未満と18歳以上の別と雇用形態とのクロス集計 (N=200)

そこで、雇用形態について正社員を「正規雇用」、パート・アルバイト及び契約社員を「非正規雇用」、障害者雇用枠及び福祉就労を「福祉枠」、回答無及び家族従事者、その他及び解答無を「その他」の4グループに再編してクロス集計を行い、図4に示した。 χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=25.142$, $df=3$, $p=.000$)。

次に、全数 (N=352) について、退所後就職先 (初職) での勤務状況との比較 (表20参照) ではA群で不明 (41.7%) が最多、B群で継続中 (44.6%) が最多であった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=84.211$, df

=8、 $p=.000$)。

表20 退所時年齢2群と初職勤務状況とのクロス集計

	退所後就職先(初職)での勤務状況								
	3か月未満	半年未満	1年未満	1年以上	3年未満	3年以上	継続中	不明	その他
18歳未満退所児(A)	17	6	6	5	5	2	8	40	7
18歳以上退所児(B)	16	14	20	18	12	2	75	10	1
合計	33	20	26	23	17	4	83	50	8

(N=264 欠損88)

1年未満、1年～3年未満、3年以上・継続中、不明・その他の4グループに再編してクロス集計を行った結果を図5に示す。 χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=78.128$, $df=3$, $p=.000$)。

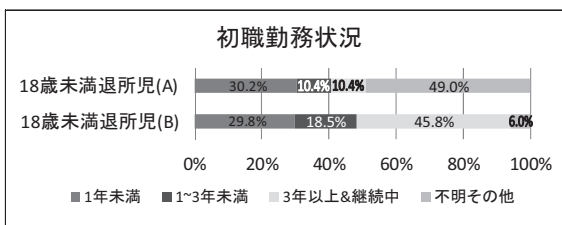


図5 退所時年齢18歳未満と18歳以上の別と初職勤務状況とのクロス集計 (N=264 欠損88)

② 退所先による比較

退所先とのクロス集計結果を表21に示す。退所先として最多だったのは、A群で家庭、B群で社員寮であった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=104.289$, $df=3$, $p=.000$)。

表21 退所時年齢2群と退所先とのクロス集計

	退所先			
	家庭(親族舎)	アパート等賃貸	社員寮	その他
18歳未満退所児(A)	103	7	15	20
18歳以上退所児(B)	36	47	76	42
合計	139	54	91	62

(N=346 欠損6)

表22 退所時年齢2群と現在の居住先とのクロス集計

	現在の居住先			
	不明	アパート等賃貸	社員寮	その他
18歳未満退所児(A)	46	40	7	45
18歳以上退所児(B)	28	73	39	56
合計	74	113	46	101

(N=334 欠損18)

③ 現在の居住先による比較

現在の居住先とのクロス集計結果を表22に示す。A群では不明の割合が多く、B群ではアパート等賃貸が最多となった。 χ^2 検定を行ったところ

ろ有意であった ($\chi^2=28.255$, $df=3$, $p=.000$)。B群において、退所先及び現在の居住先の最多では社員寮とアパート賃貸で順が逆転していた。

(3) 自立支援との比較

① リービングケア（退所前指導・退所に向けての取組み）による比較

実施状況についてA群で46名(A群137名中34.3%)、B群で83名(B群201名中41.3%)に実施有りの回答があった(N=338欠損14)が、有意な差は認められなかった。209名(338名中61.8%)には計画的な実施が無かった。リービングケア担当者については、A群で50名(A群128名中39.1%)、B群で79名(B群173名中45.7%)に「決まっていた」との回答があった(N=301欠損51)が、有意な差は認められなかった。172名(301名中57.1%)には「特に決まっていなかった」との回答があった。

② 本児との連絡状況による比較

本児連絡先の把握状況と、実際の連絡状況について表23に示す。A群の24.9%(35名)とB群の12.3%(25名)が不明状態にあり、A群の方が不明ケースが多かった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった($\chi^2=8.469$, $df=1$, $p=.004$)。連絡不通状態にある児童は、A群の26.8%(37名)、B群の10.8%(22名)であった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった($\chi^2=14.812$, $df=1$, $p=.000$)。また、不通状態発生時期とのクロス集計結果を表24に示す。連絡が取れなくなる時期については、A群は「退所直後から」が最多であり、B群では「ある時期から」が多かった。ある時期については、1年以内が5名、2年後が4名であった。「その他」の内訳については、本児ではなくその保護者と連絡を取っている(2名)及び連絡の必要無し(1名)であった。

表23 退所時年齢2群と本児連絡状況とのクロス集計

	本児連絡先の把握		連絡状況
	不明	把握	不通
18歳未満退所児(A)	35	109	37
18歳以上退所児(B)	25	178	22
合計	60	287	59
	(N=347 欠損5)		

表24 退所時年齢2群と不通状態発生時期とのクロス集計

	退所先			
	回答無し	退所直後から	ある時期から	その他
18歳未満退所児(A)	24	19	3	3
18歳以上退所児(B)	45	1	6	0
合計	69	20	9	3
	(N=101 欠損251)			

交流手段とのクロス集計結果を表25に示す。電話による交流についてはA群の62.5%(85名)、B群の84.5%(164名)が行っており、B群の方が多かった。

メールによる交流についてはA群の22.8%(31名)、B群の41.2%(80名)が行っておりこちらもB群の方が多かった。退所者の施設訪問については、A群の51.1%(69名)、B群の65.2%(129名)にあり、B群の方が多かった。

表25 退所時年齢2群と交流状況とのクロス集計結果

	電話		メール		本児の施設訪問	
	無し	有り	無し	有り	無し	有り
18歳未満退所児(A)	51	85	105	31	66	69
18歳以上退所児(B)	30	164	114	80	69	129
合計	81	249	219	111	135	198
	(N=330 欠損22)		(N=330 欠損22)		(N=333 欠損19)	

④ アフターケア(退所支援)による比較

アフターケアの具体的取組み別に、「聞き取りや相談を受ける活動」、「施設にて退所児童を交えた交流会の開催」、「職員による本児の自宅訪問(アウトリーチ型支援)」、「職員による本児の職場・学校訪問(アウトリーチ型支援)」、「食事に行くなど、施設や自宅外での面会」、「その他(記述式)」について回答を求めた。その結果、退所年齢18歳を境界としたクロス集計結果において有意差が示された「聞き取りや相談」及び「施設・自宅外での面会」についてまとめ表26に示す。「聞き取りや相談を受ける活動」では、A群の64.2%(86名)、B群の80.8%(164名)に実施されており、B群の方が多かった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった($\chi^2=11.627$ 、 $df=1$ 、 $p=.001$)。「食事に行くなど、施設や自宅外での面会」では、A群の23.1%(31名)、B群の43.3%(88名)に実施されており、B群の方が多かった。 χ^2 検定を行ったところ有意であった($\chi^2=14.441$ 、 $df=1$ 、 $p=.000$)。

表26 退所時年齢2群と退所後の取組みとのクロス集計結果

	聞き取りや相談を受ける活動		施設にて退所者を交えた交流会の開催		職員による退所者の自宅訪問		食事に行く等、施設や自宅外での面会		その他	
	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り
18歳未満退所児(A)	48	86	93	41	95	39	103	31	117	17
18歳以上退所児(B)	39	164	154	50	135	69	115	88	192	12
合計	87	250	247	91	230	108	218	119	309	29
	(N=337 欠損15)		(N=338 欠損14)		(N=338 欠損14)		(N=337 欠損15)		(N=338 欠損14)	

実際に退所者と連絡をとっている職員について尋ねたところ複数回答でA群、B群共に退所者を入所中に担当した経験のある職員が最多であった。次いでアフターケア担当職員が多かった。また特に決まっていないケースも少なくなかった(表27参照)。その他17名の内、具体的な記述回答があったのは、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)6名、心理担当職員2名、前担当1名、里親ボラによるインフォーマルな支援1名、本人の拒否2名、居ない1名の計13名であった。

表27 退所時年齢2群と退所者と連絡をとっている職員とのクロス集計

	アフターケア担当職員	本児担当歴有り職員	施設長	特に決まっていない	本児担当歴有り退職職員(インフォーマル支援)
18歳未満退所児(A)	39	64	19	33	6
18歳以上退所児(B)	44	134	18	46	20
合計	83	198	35	79	26

なお、アフターケア予算確保状況と具体的内容では、23施設中6施設で「予算を確保・活用して支援している」との回答(26.1%)があり、具体的内容については4施設から、後援会、卒園生同窓会、交通費・食事代、出張、職員対応との記述回答が得られた。

IV まとめと考察

1) 退所年齢18歳を境界とした2群に分けて実態の比較検討を行った結果のまとめと考察

18歳未満退所は短期養育による家庭復帰での措置解除が比較的多かった。被虐待経験や非行歴のある児童は18歳未満退所する傾向が高く、高校及び専門学校の中退者が43名という結果(表11参照)を踏まえると、非行等の何等かの問題を起こして高校中退及び措置解除を余儀なくされて

いる可能性が示唆されていると考えられる。吉村(2012:114)も「東海地区3県の児童養護施設では全国児童養護施設調査と比較すると中退者の割合が高いこと」、また『「学校生活の馴染めなさ」』『学業不振』『問題行動等』が中退理由としてあげられていた。」こと、さらに「子ども自身が何らかの行動で表現したことが理由で中退となった場合が一般家庭児童に比べて多いよう(同:115)」であると述べており、本結果と重なる点がある。近年、入所中の思春期の子どもへの性教育が課題として認識されているのが指摘されており(平松2015:21)、何等かの問題として含まれることが予想される性問題は加害者・被害者の同一施設内での保護が不可能となり生活の場が揺らぐ難しい問題であるだけに未然防止のための教育的支援の充実は欠かせないと言える。

学歴では18歳未満退所では中学卒(高校中退含む)が最多で、不明になるケースも多く、それらは比較的退所直後から不明になる傾向にあった。高校卒が最多の18歳以上退所と中学卒最多の18歳以上退所との学歴には圧倒的差(図3参照)が存在し、中退者の多さも18歳未満退所で際立っている。

一方、18歳以上退所の場合、比較的低年齢時に入所し(図1参照)、長期養育され(図2参照)、高校卒業まで施設ケアを受けている傾向にあることが把握された。伊藤(2012:151)は92施設を対象とした調査結果から「入所期間が長いにもかかわらず、子どもが施設で生活している間、親の生活はさほど改善されていない」としており、本調査結果からも、類似の傾向があるものと解釈される。伊部(2013:1)は社会的養護を受けた人々への生活史聞き取り調査の結果、「家庭復帰後にも多様な生活困難、生活課題、家族関係・社会関係における葛藤や困難、課題が生じていること」を明らかにしている。本調査において18歳未満で家庭復帰後に不明となるケースも比較的多いことが把握され、必ずしも問題解決型の家庭復帰ではないことが予想されるため、継続的なアフターケアを実現できる何らかの手段を検討する必要があるだろう。

発達障害の診断や疑いのある児童については、退所直後の進路で就職と回答されたケースの雇用形態において42名が障害者雇用枠及び福祉就労との集計結果から、出来るだけ措置年限まで長期養育を行い、発達障害児の自立に向けて積極的に福祉制度・サービスを活用するなど福祉の枠組みに繋ぎ、長期・継続的なサポートを受けられるような進路選択を行い社会へ送り出されているものと考えられる。

また18歳以上退所では、資格取得者数、正社員雇用者数、初職継続状況についても圧倒的に18歳未満退所よりも優位であった。施設主催活動への参加歴も多く、アフターケアも18歳以上退所で多く実施されていた。妻木(2011:133)は、高卒で学歴を終えた3人の調査対象者の事例に加えて、全国規模の統計データなどを積み重ね、「重層化した困難を抱えた家族に生まれ育った人びとが、低学力・低学歴を経て、不安定な労働生活などによって形成される『袋小路的(松本1987:118)生活』へと至る、社会的不平等が世代を越えて再生産されていく現実が描き出されたのである。」と述べている。このように高卒学歴であっても厳しい現状が語られる中、中学卒で学歴を終えて社会生活を送る18歳未満退所が少ない現状はさらに深刻である。低学力のために進学が不可能となり家庭復帰を余儀なくされるケース、家庭復帰が先行しその上で経済的理由により就職を選択するケース、本人の進学意欲がないケースなど、様々な背景が考えられるため、質的調査を組み合わせた丁寧な実態把握が必要である。知能指数が例えば80前後で特別支援教育・障害福祉の枠組みには当てはまらず、或いは本人や家族の発達特性の受容が難しいことから特別な配慮や支援を特に受けることなく、社会へ送り出される児童らが存在する可能性が推察され、こうした児童の自立後をより丁寧に追跡し、その実態把握と対応策の検討を行う必要があるものと考えられる。

次に生活の場及び進路との比較からは、中学卒や高校中退で退所となったケースの一定数及び18歳以上退所ケースの多くを、仕事と同時に社員寮という住まいも確保できる就職先に繋いでいると解釈できた。ただ、現

在の居住先による比較結果と照らし合わせると退所先として最多の社員寮とアパート等賃貸との逆転が起こっている。初職継続不可能な際には当然住まいも仕事と同時に失うことを意味し、生活が不安定になりやすい実態が示唆されている。

自立支援との比較では、リービングケアの担当者不明のために計画的な実施が十分になされていないと解釈される結果が見いだされた。退所者との連絡状況については18歳未満退所の方が退所直後から連絡先不明や連絡不通となる割合が比較的高い傾向にあることが把握された。アフターケアに関しても、例えば「聞き取りや相談」、「施設や自宅外での面会」共に18歳未満退所の方が実施率が低いことが明らかになった。退所者と連絡をとっている職員に関しては、アフターケア担当職員でもFSWでもなく、退所者を担当したことのある職員が最多であった。高橋(2010:6)は、調査の集計よりアフターケア担当者について退所時の担当が最多、次いでFSWとの結果を提示し、「アフターケアを行う担当は主に退所時の担当という結果が出ているが、基本調査から伺える施設職員の経験年数の短さ等から察すると、退所時の担当職員も離職する可能性も非常に高く『継続したケアの提供』をすることの困難がみえる。」としている。FSWは、児童相談所との連携体制の中で退所に至るまでの調整を、主に退所者の家族と関係性を構築し直接連絡を取り合う中で進めていることが多い。家庭復帰後も、定期的に連絡をとりながら退所者の経過を把握していくとしても、例えば18歳未満退所の場合など、退所者個人とSNS等を介した連絡のパイプがなければ、家族との関係が崩れてしまうと同時に退所者とも連絡が途絶えることになってしまう。また、FSWは日々の直接的な支援から外れて対外的な業務を主として行っている場合が多く、退所者個人と直接処遇職員(担当制を敷いている施設であれば担当職員)との関係性の深さに照らして考えると、それには及ばないことも想定される。さらに前述のとおり「家庭復帰後もに多様な生活困難、生活課題、家族関係・社会関係における葛藤や困難、課題が生じていること(伊部2013:1)」も明らかになっ

ており、退所者と家族の関係が良好でない場合が少なくないことは関係者の間で周知の事実でもある。そのため、FSW が退所後もアフターケアの枠組みの中で家族と退所者の両者への支援を同時に行うことには、困難があるだろう。東京都では、入所児童の社会的自立に向けた支援や退所者に対する相談・援助を推進することを目的として2012年度に創設された「自立支援強化事業」として都内の児童養護施設において「自立支援コーディネーター」を1名ずつ配置している（早川 2013:8）。こうした先駆的な取り組みとして、実践の中で積み上げられた自立支援ノウハウを学び、取り入れながら、本調査で解答のあったアフターケア担当者が、リービングケアからアフターケアまで連続性の中で、計画的な支援を展開していける体制構築が望まれる。

V 本研究の限界と今後の課題

本研究結果は、一県内という限定的な実態調査から明らかになった実態を基に考察を試みたにすぎないため、結果の一般化には限界がある。また、回答者が職員であるため、退所者本人から得る回答と照らして、総合的に実態把握を行う必要性があり、今後の課題として認識している。早急に入所時から退所後も切れ目なく連続性のある自立支援体制の構築を進めるべく、引き続き、より広範囲での実態把握及び自立に関連する要因に関する詳細な分析を進めていきたい。

謝辞

本稿は、筆者が愛知県施設長会調査研究委員会より調査分析協力の依頼を受けて実施した調査の結果の一部を報告するものです。本調査にご理解とご協力を頂きました愛知県施設長会の皆様、児童養護施設及び児童心理治療施設の職員の皆様に、厚く御礼申し上げます。

文献

- 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017)「新しい社会的養育ビジョン」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukaiteikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf>
- Goodman, Roger(2000)Children of the Japanese State: The Changing Role of Child Protection Institution in Contemporary Japan, Oxford University Press. (=2006, 津崎哲雄訳『日本の児童養護—児童養護学への招待—』明石書店.)
- 早川悟司 (2013)「児童養護施設における自立支援の標準化—東京都『自立支援強化事業』を通じて」『子どもと福祉』6,8-15.
- 早川悟司 (2017)「社会的養護からの自立支援—現場実践の到達点と課題」『子どもと福祉』10,30-34.
- 平松喜代江 (2015)「児童養護施設における自立支援に関する文献的検討」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部 研究紀要』16,21-29.
- 伊部恭子 (2013)「施設退所後に家庭復帰をした当事者の生活と支援—社会的養護を受けた人々への生活史聞き取りを通して—」『社会福祉学部論集』9, 1-26.
- 伊藤嘉余子 (2012)「児童養護施設退所者のアフターケアに関する一考察: 18歳で措置解除となるケースに焦点をあてて」『埼玉大学紀要。教育学部』61 (1), 149-155.
- 神奈川県児童福祉施設職員研究会 (神児研) 調査研究委員会 (2013)「神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査 神児研研修報告 <http://seiboaijen.com/pdf/kanagawa6.pdf>
- 松本伊智朗 (1987)「養護施設卒園者の『生活構造』: 『貧困』の固定的性格に関する一考察」『北海道大学教育学部紀要』49,43-119.
- 永野咲 (2015)「施設退所後の生活実態を捉える」『世界の児童と母性』79,47-51.
- 永野咲 (2017)「社会的養護のもとで育った若者はどう生きているか」『子どもと福祉』10,26-29.

- 西田芳正編著・妻木進吾・長瀬正子・内田龍史著 (2011) 『児童養護施設と社会的排除 家族依存社会の臨界』 開放出版社
- 大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課 (2012) 「施設退所児童支援のための実態調査 報告書」 <http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000161428.html>
- 埼玉県福祉部子ども安全課 (2013) 「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書」 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/jittai-chosa-houkokusho/index.html>
- 静岡県児童養護施設協議会 (2012) 「静岡県における児童養護施設退所者への実態調査報告書」
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国退所児童等支援事業連絡会 (2017) 「社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握等調査研究等事業報告書」
- 研究代表者 高橋亜美 (2010) 「児童養護施設等退所者のアフターケア支援の取り組み」『公益財団法人日工組社会安全研究財団2010年一般研究助成最終報告書』1-23.2010年度研究助成実績 <http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2012/05/A-07.pdf>
- 高橋亜美 (2015) 「施設退所者の貧困を考えるーアフターケア相談所ゆずりはの活動を通じて」『世界の児童と母性』79,24-27.
- 谷口純世 (2011) 「児童養護施設における子どもへの自立支援」『愛知淑徳大学論集 福祉貢献学部篇』1,107-116.
- 特定非営利活動法人杜の家 (2014) 「平成25年度岡山市市民協働推進モデル事業施設児童退所支援のための実態調査 調査報告書」
http://www.shakyo.or.jp/research/20170428_taisyojidou.html
- 東京都福祉保健局 (2017) 「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書」 http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/02/24/documents/09_01.pdf
- 吉村美由紀 (2012) 「児童養護施設における自立支援についての一考察」『東海学院大学紀要』6,111-120.